

電気工事士に関する よくある質問集

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室

【目次】

(電気工事)

- 1 第一種電気工事士及び第二種電気工事士が従事することのできる電気工事の内容は？
- 2 エアコンの設置工事を行う場合、電気工事士の資格が必要ですか？また、引越し等でエアコンを取り外す作業は、電気工事士の資格が必要ですか？
- 3 電気工事士の義務を教えてください。

(試験)

- 4 電気工事士試験を受験したいと思います。受験資格はありますか？
- 5 電気工事士試験の内容等について確認したい。

(免状交付)

- 6 愛知県収入証紙はどこで販売しているか
- 7 免状交付の申請先はどこか
- 8 免状交付の申請に住民票は必要か
- 9 免状交付申請をしたが、いつ免状は交付されますか。
- 10 第二種電気工事士試験に合格してから数年経過しましたが、未だ免状交付申請していません。合格について有効期限はありますか？
- 11 また、試験合格後、愛知県外に引っ越ししましたが、申請先はどこになりますか？
- 12 第一種・第二種電気工事士の免状交付申請をしたいのですが、試験合格通知書と現在の氏名が異なっています。どうすればよいですか？
- 13 外国人ですが、免状に記載される氏名はどのようにになりますか。
- 14 第一種電気工事士試験に合格しました。第一種電気工事士免状の交付を受ける場合、実務経験が必要になりますが、どんな作業が実務経験として認められますか？
- 15 第一種電気工事士免状の交付を受ける場合、実務経験の証明者は代表者のみですか？

(免状の書換等)

- 16 電気工事士免状は、更新の手続きはありますか？
- 17 電気工事士免状について、住所が変わった場合、変更の手続きは必要ですか？

(第一種電気工事士に係る定期講習)

- 18 最近、第一種電気工事士に係る定期講習の案内が送られてこないのですが。
- 19 電気工事士免状を再交付した為、前回の講習の受講年月日がわかりません。
- 20 定期講習を受講し忘れていたのですが。
- 21 今後は、一般用電気工作物の電気工事のみを行い、自家用電気工作物の電気工事はやめたい。この場合でも受講しなければならないか。

(第一種電気工事士免状の返納)

- 22 今後、電気工事をする予定が無く、第一種電気工事士に係る講習を受講するのが負担なのですが・・・

(その他)

- 23 第一種または第二種に分かれる前の(旧)「電気工事士免状」は有効ですか？

(電気工事)

1 第一種電気工事士及び第二種電気工事士が従事することのできる電気工事の内容は？

回答 第一種電気工事士免状の交付を受けた方は、一般用電気工作物及び自家用電気工作物(最大電力500KW 未満の需要設備に限る。)に係る電気工事の作業に従事することができます。

第二種電気工事士免状の交付を受けた方は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事することができます。

なお、ネオンや非常用予備発電装置に係る特殊電気工事は、特種電気工事資格者認定証の交付を受けている方でなければ、その作業に従事することができません。

また、最大電力500kW未満の自家用電気工作物のうち、600V以下の部分の電気工作物に係る簡易電気工事は、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている方であれば、その作業に従事することができます。

	一般用 電気工作物	自家用電気工作物(最大電力500KW 未満の需要設備)			
		右記以外	電線路除く・ 600V 以下	ネオン	非常用予備 発電装置
第一種電気工事士	○	○	○	×	×
第二種電気工事士	○	×	×	×	×
認定電気工事従事者	○第二種免状取得者 のみ	×	○	×	×

2 エアコンの設置工事を行う場合、電気工事士の資格が必要ですか？また、引越し等でエアコンを取り外す作業は、電気工事士の資格が必要ですか？

回答 作業内容が、軽微な工事、軽微な作業に該当すれば電気工事士の資格は不要です。また、取り外す作業は、電気工事士の資格は不要です。ただし、撤去に伴ってコンセントの工事などの作業が発生する場合は、電気工事士の資格が必要です。

		資格	
エ	① エアコン室外機の設置	不要	
ア コ ン の 設 置 工 事	② 室内機と室外機をつなぐ内外接続線に関する作業	◎内外接続電線に係る工事	
		▽内外接続電線を接続端子に差し込む作業	
		・600V 以下で使用するエアコンの室内機及び室外機の接続端子に内外接続電線を差し込む(接続する)作業	不要
		・600V を超えて使用するエアコンの室内機及び室外機の接続端子に内外接続電線を差し込む(接続する)作業	必要
		▽内外接続電線を壁に固定する作業	
		・電線を保持・保護する機能や目的を持たない化粧カバーを設置する作業	不要
		・冷媒配管やドレインホースなどとともに内外接続電線を化粧テープ、絶縁ビニルテープを巻き付けて一体化した上で、これを壁などに固定する作業	不要
・内外接続電線を直接壁などに固定する作業	必要		

	▽内外接続電線が造営物を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業	
	・内外接続電線等が造営材を貫通する部分に、樹脂製(金属製以外)の防護装置を取り付ける作業	不要
	・内外接続電線等が造営材を貫通する部分に、金属製の防護装置を取り付ける作業	必要
	▽内外接続電線を防護装置の中に通す作業	
	・作業後の電線の損傷状況が容易に確認できる場合における、防護装置の中に内外接続電線(ドレインホース等と一体化したものを含む)を通す作業	不要
	・壁が厚い等、作業後の電線の損傷状況が容易に確認できない場合における、防護装置の中に内外接続電線(ドレインホース等と一体化したものを含む)を通す作業	必要
③ 接地線に関連する作業	◎接地線に係る工事(アース工事)	
	・エアコンの電源プラグをコンセントに差し込む作業、接地極付コンセント(穴が3つあるコンセント)に3本足のプラグを差し込む作業	不要
	・600V 以下で使用するエアコンに接地線を接続する作業、接地線を接地端子(アースターミナル)に接続する作業	不要
	・600V を超えて使用するエアコンに接地線を接続する作業、接地線相互を接続(継ぎ足し)する作業、接地線を接地極に接続する作業、接地極を地面に埋設する作業	必要
④冷媒配管の接続		不要
⑤ドレインホースの接続		不要
⑥室内機の壁への固定		不要
エアコン設置工事に付随して行われる可能性のある工事	コンセントの増設、移設、取替内外接続電線相互の接続	必要
エアコンの撤去工事	・エアコンを取り外す作業は電気工事士の資格不要。ただし、撤去に伴ってコンセントの工事などの作業が発生する場合は電気工事士の資格が必要	

3 電気工事士の義務を教えてください。

回答 電気工事士等に対しては、その業務について、次表のとおり義務が定められています。

義務	根拠条文	概要	
①技術基準適合義務	法第5条第1項	電気工事の作業に従事する際、電気工事業法に定める技術基準に適合するように作業しなければならない。	電気工事士法、電気用品安全法の使用制限義務について違反があれば、都道府県知事は返納命令
②免状の携帯	法第5条第2項	電気工事の作業に従事するときは、電気工事士免状等を携帯していなければならない。 (免状の提示を求められたら、見せること)	
③第1種電気工事士の定期講習受講義務	法第4条の3	第1種電気工事士は、免状の交付を受けた日から5年以内に経済産業大臣の指定する者が行う講習を受けなければならない。当該講習を受けた以降も同様に受講。	

④電気用品の 使用の制限	法第4条 第6項	電気用品安全法第十条第一項の表示が付されている ものでなければ、電気用品を電気工作物の設置又は変 更の工事に使用してはならない。	することがで きる。(法第4 条第6項)
-----------------	-------------	--	----------------------------

(試験)

4 電気工事士試験を受験したいと思いますが、受験資格はありますか？

回答 一種でも二種でも受験資格はありません。誰でも受験可能です。(外国籍でも受験可能。)

ただし、一種の場合、たとえ試験に合格しても所定の実務経験がなければ免状を交付することができませんのでご注意ください。

5 電気工事士試験の内容等について確認したい。

回答 電気工事士(第一種・第二種)の試験事務は、一般財団法人電気技術者試験センター(03-3552-7691)が行っていますので、そちらで確認してください。

(免状交付)

6 愛知県収入証紙はどこで販売しているか

回答 愛知県収入証紙は、県庁(生協売店)、東三河総局、県民事務所、市役所(名古屋市内の場合は区役所)、町村役場、警察署などで購入できます。

7 免状交付の申請先はどこか

回答 愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室電気・火薬グループ(愛知県庁3階北側)です。簡易書留による郵送でご提出ください(持参も可)

8 免状交付の申請に住民票は必要か

回答 愛知県では住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)により氏名等確認するため不要です。ただし、住基ネットの利用を希望されない方、外国人の方、申請の1週間以内に転居された方は住民票の添付をお願いしております。

9 免状交付申請をしたが、いつ免状は交付されますか。

回答 通常は申請受付後2週間程度で交付されます。試験合格発表後は申請が集中するため、交付までに1カ月程度要する場合があります。なお、免状は簡易書留で郵送するため、不在票が届いていた場合は1週間以内に再配達連絡等をしていただきますようお願いいたします。また、郵送・ご持参いずれの場合も申請後、免状交付までの期間は同じです。

10・11 第二種電気工事士試験に合格してから数年経過しましたが、未だ免状交付申請していません。
合格について有効期限はありますか？

また、試験合格後、愛知県外に引っ越ししましたが、申請先はどこになりますか？

回答 試験合格については、有効期限はありませんので、いつでも交付申請していただけますが、早めに免状交付申請されることをお勧めします。また、後日申請のために合格ハガキ(試験合格通知書)は保管しておいてください。万一、試験合格通知書を紛失した場合は、一般財団法人電気技術者試験センターで再発行してもらってください。

なお、申請先は、免状交付申請書提出時点における住民票登録地の都道府県となりますので、試験合格後、愛知県外に転居した場合は、転居先の都道府県に免状交付申請をしてください。

12 第一種・第二種電気工事士の免状交付申請をしたいのですが、試験合格通知書と現在の氏名が異なっています。どうすればよいですか？

回答 試験結果通知書の氏名と現在の氏名が異なる場合、交付申請に必要な書類に加え、戸籍謄抄本(原本)(氏名のつながりが確認できるもの)を提出してください。

13 外国人ですが、免状に記載される氏名はどのようになりますか。

回答 免状に記載する氏名は、住民票の表記どおりとなります。外国人の方の場合、本名及び通称名がある場合は、本人の希望により、①本名のみ、②通称名のみ、③本名と通称名の併記(「本名(通称名)」、「通称名(本名)」)のいずれかとなります。氏名を確認する必要がありますので、住民票を提出してください。

14 第一種電気工事士試験に合格しました。第一種電気工事士免状の交付を受ける場合、実務経験が必要になりますが、どんな作業が実務経験として認められますか？

回答 以下の場合、実務経験として認められます。

記載例は県 HP「第一種電気工事士免状の交付(新規)」を参照

雇 用 者 等 か ら の 証 明	◆一般用電気工作物の電気工事 (記載例①) 勤務している電気工事会社が、登録電気工事業者(みなし登録電気工事業者)であれば、第二種電気工事士免状の交付を受けた日以降に従事した電気工事が実務経験となります。 ※証明者が登録電気工事業者(みなし登録電気工事業者)でなければ認められません。 ※第二種電気工事士免状の交付を受けた日より前に従事した工事は認められません。
	◆自家用電気工作物(最大電力 500KW 以上の需要設備)の電気工事(記載例②) 自家用電気工作物(おもに高圧以上で受電するビル、工場等(最大電力500kw以上の需要設備、発電所、変電所)の工事を、電気主任技術者の指導監督のもとで工事した場合(自らが電気主任技術者の場合を含む)は、工事に従事した期間が実務経験になります。
	◆自家用電気工作物(最大電力 500KW 未満の需要設備)の簡易電気工事(記載例②)

<p>認定電気工事従事者認定証取得以降、自家用電気工作物に係る簡易電気工事(最大電力500KW未満の需要設備のうち、600V以下の部分の電気工作物)を自ら行なった場合は、工事に従事した期間が実務経験になります。</p> <p>※証明者が登録電気工事業者(みなし登録電気工事業者)等(工事の種類が自家用電気工作物を含むこと。)でなければ認められません。</p>
<p>◆電気事業用電気工作物の電気工事(記載例③)</p> <p>電気主任技術者免状取得日以降電気事業者の電気主任技術者の指導監督のもと電気事業用電気工事(発電所、変電所、送配電線等の電気工事)のうち、電圧50,000V以上で使用する架空電線路に係る工事以外の工事を自ら行った場合、工事に従事した期間が実務経験になります。</p>
<p>◆自家用電気工作物の維持・運用(記載例④) 電気主任技術者資格による認定申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気主任技術者免状取得日以降、電気主任技術者に選任され、自家用電気工作物(おもに高圧以上で受電するビル、工場等(最大電力500kw以上の需要設備、発電所、変電所)の工事に際し工事計画の立案、電気工事者への施工監督、定期点検・検査、職員への保安教育をおこなった場合 ・電気主任技術者免状取得日以降、電気主任技術者の指導監督のもと、電気事業用電気工事(発電所、変電所、送配電線等の電気工事)の維持運用に関する業務(定期点検・検査等)に従事した場合
<p>◆自家用電気工作物の電気の保安に関する委託契約に基づく実務経験証明を受ける場合</p>
<p>所属公益法人の証明(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一財)中部電気保安協会などの公益法人である電気管理事務所等に所属し、自家用電気工作物の電気の保安に関する委託契約に基づき保安監督業務に従事した場合
<p>設置者の証明(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人でない電気管理事務所等に所属し、自家用電気工作物の電気の保安に関する委託契約に基づき保安監督業務に従事した場合

15 第一種電気工事士免状の交付を受ける場合、実務経験の証明者は代表者のみですか？

回答 実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者になります。

ただし、営業所長又は支店長等に実務経験の証明行為が委任され、委任状の提出があれば、その者でも差し支えません。

(免状の書換等)

16 電気工事士免状は、更新の手続きはありますか？

回答 電気工事士免状の更新はありません。

ただし、第一種電気工事士免状の交付を受けた方は、法第4条の3の規定により、やむを得ない事由(海外出張していた、疾病・負傷していた等)を除き、免状の交付を受けた日から5年以内ごとに自家用電気工作物の保安についての講習を受講することが義務付けられています。

17 電気工事士免状について、住所が変わった場合、変更の手続きは必要ですか？

回答 手続きは必要ありません。免状の書換えの手続きが必要になるのは、氏名が変更になった場合のみです。なお、第一種電気工事士の方は5年に一度、定期講習を受講いただく必要がありますので、以前申し込まれた講習機関に住所変更があった旨お知らせいただくとよいでしょう。

(第一種電気工事士に係る定期講習)

18 最近、第一種電気工事士に係る定期講習の案内が送られてこないのですが。

回答 これまで、定期講習を行ってきた製品評価技術基盤機構(略称 NITE)が平成 25 年 4 月以降講習業務を廃止しましたので、定期講習のご案内はなくなりました。

令和 2 年 4 月から、以下の 4 つの団体・企業が定期講習を実施しておりますので、講習の受講につきましては、これらの団体・企業のホームページ、電話等で具体的な日時、場所等を確認して直接申し込みをしてください。(各講習機関では受講者の事前登録を受け付けています。登録すると、登録先の講習機関の講習開催予定などのご案内が届くようになりますので、各講習機関に直接お問い合わせください。)

一般財団法人電気技術者講習センター	(03-3435-0897)
株式会社リーガルマインド	(03-5913-6268)
株式会社日建学院	(03-3988-1175)
株式会社総合資格学院法定講習センター	(050-5541-7500)

19 電気工事士免状を再交付した為、前回の講習年月日がわかりません。

回答 前回講習を受講した講習機関(又は経済産業省産業保安グループ 電力安全課 03-3501-1742)にお問い合わせください。

20 定期講習を受講し忘れていたのですが。

回答 第一種電気工事士は、やむを得ない事由(海外出張していた、疾病・負傷していた、災害にあった等)を除き、前回受講を受けた日から5年以内に定期講習を受講しなければなりません。受講をお忘れの場合は、速やかに受講してください。なお、悪質と認められる場合は、返納命令を受ける場合があります。

21 今後は、一般用電気工作物の電気工事のみを行い、自家用電気工作物の電気工事はやめたい。この場合でも受講しなければならないか。

回答 第一種電気工事士の資格を、自家用電気工作物用と一般用電気工作物用に分離することはできませんので、定期講習の受講は必要になります。

なお、第一種及び第二種電気工事士免状を両方持っている方であれば、第一種電気工事士免状

を返納すれば定期講習を受講する必要はありません。第二種電気工事士免状の資格により一般用電気工作物の電気工事に従事することができます。

(第一種電気工事士免状の返納)

22 今後、電気工事をする予定が無く、第一種電気工事士に係る講習を受講するのが負担なのですが…。

回答 愛知県で第一種電気工事士免状の交付を受けた場合には、産業保安室へ免状の返納をすればそれ以降の所定の法定講習の受講については免除されます。ただし、一度返納した免状は、お返しすることができません。返納後は、第一種電気工事士の資格が必要な業務に携わることができなくなりますので、よく検討されてから返納手続きをしてください。

(その他)

23 第一種または第二種に分かれる前の(旧)「電気工事士免状」は有効ですか？

回答 昭和62年9月の電気工事士法が改正され、電気工事士免状が「第一種電気工事士免状」と「第二種電気工事士免状」の二本立てになりました。

従前に交付された「旧電気工事士免状」は、経過措置により現在の「第二種電気工事士免状」とみなされることになっており、そのまま使用が可能です。(電気工事士法 昭和62年9月法附則第3条)新たに「第二種電気工事士免状」の交付等の手続きは必要ありません。